

国見町を 日本一安全な社会を創造するため の防災産業の拠点とします

(資料 1) 製造・研究開発によるC-CABIN実証キーム

01

その為に、

国見町官民共造コンソーシアム
の設立

KUPUCO

カブコ

KUNIMI PUBLIC PRIVATE CO-CREATION PLATFORM

02

デジタル・防災に特化した、

KUNIMI DIGITAL TOWNPROJECT
の始動

平時・災害対応を見据えた行政の合理化
防災総合産業創出

03

実際の事業として、

- ・研究・開発に用いる緊急車両の導入
※別添C-CABIN資料
- ・デジタル化による被災・緊急時の窓口業務体制の確保 等

04

その先の未来は、

国見町が日本一安全な社会を創造するための
防災産業のモデル拠点になります

防災総合産業創出へ！取組①

現場から生み出す新発想の救急車

C-CABINについて

【国見町とワンテーブルのこれまでの流れ】

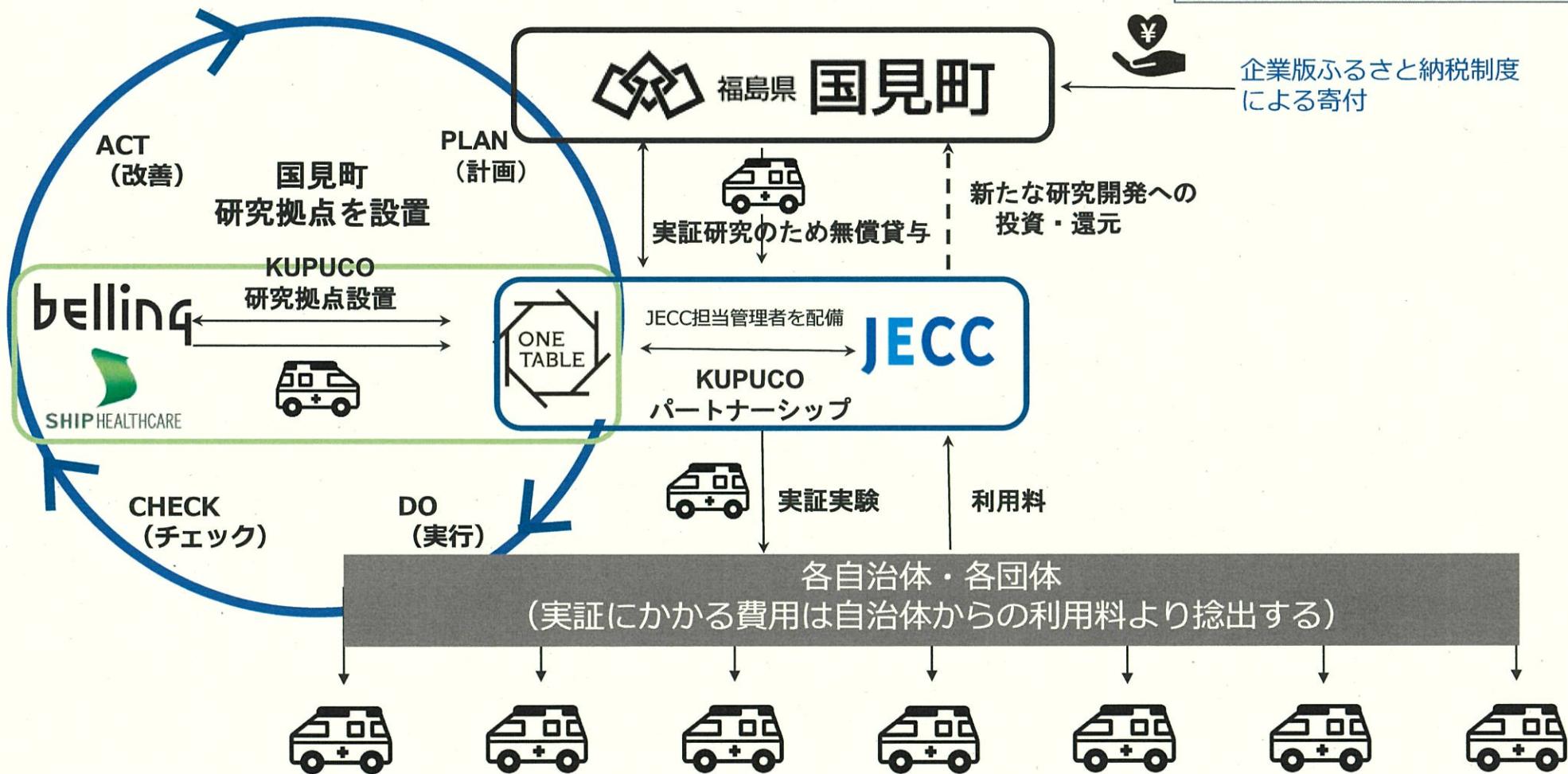
1. 国見町がワンテーブルが主催するBSFPに参加
2. 19年：防災産業創出支援セミナーを国見町内で実施
3. 20年：スーパー防災都市創造PROJECTに国見町が参画
4. 20年：国見町にワンテーブルより企業版ふるさと納税を実施
5. 21年：国見町とワンテーブルがレジリエンスなまちづくりを目的として包括支援協定を締結。国見町に新産業を創出するために未来志向による安全・安心社会を創造を官民共創型で行っていくことを合意する。
6. 22年：地方創生交付金を活用し、新産業創出のための官民共創プラットフォームを実施し、ワンテーブルが事務局運営を実施
7. 国見町官民共創プラットフォームKUPUCOを設立13社が集まり新たな事業を検討が始まる
8. KUPUCOを通じて、防災・デジタル、脱炭素、農業、教育を戦略的重點項目として具体的検討を開始
9. 第1弾として、防災総合産業創出の一環として災害・救急車両の開発・研究及び製造・実証事業を実施

【防災総合産業創出を通じたメリット】

- 1.研究・開発により、最先端の防災体制を構築することによる新たな防災産業創出の税収が見込まれる
- 2.防災産業を創出を通じた新たな地域経済波及効果
- 3.新たな人材交流を通じた雇用・定住の促進
- 4.多様な商品・サービスを通じた行政コストの軽減

【製造・研究開発によるC-CABIN実証スキーム】

ワンテーブルが自治体プラットフォームを通じてJECC社と協業事業を展開



NEW AMBULANCE
C-CABIN
CONCEPT

現場から生み出す、新発想の救急車





救急車両の現状と現場の声



新型救急車C-CABINってなに？



C-CABINのここがすごい！
〈現状の救急車からの課題解決〉



【参考】C-CABIN車両仕様

Agenda

従来の救急車にはなかった
C-CABINのメリットを紹介します。

救急車両の現状と現場の声

救急車の活動スペースが狭く救命活動がしづらい

道路状況が良くない場合、振動や揺れにより救命活動中の隊員が危険に晒されることがある

運転席との間に障壁があり、前方と後方隊員のコミュニケーションがとりづらい

救急備品を棚を設置しておいでいる為、スペースが狭い

サイレンの音が車内にまで入り込みがちで隊員同士の会話が取りづらい



新型救急車C-CABINってなに？



現場で働く人の声、現状の課題を基に生み出された、救急搬送の為のコンセプトカー

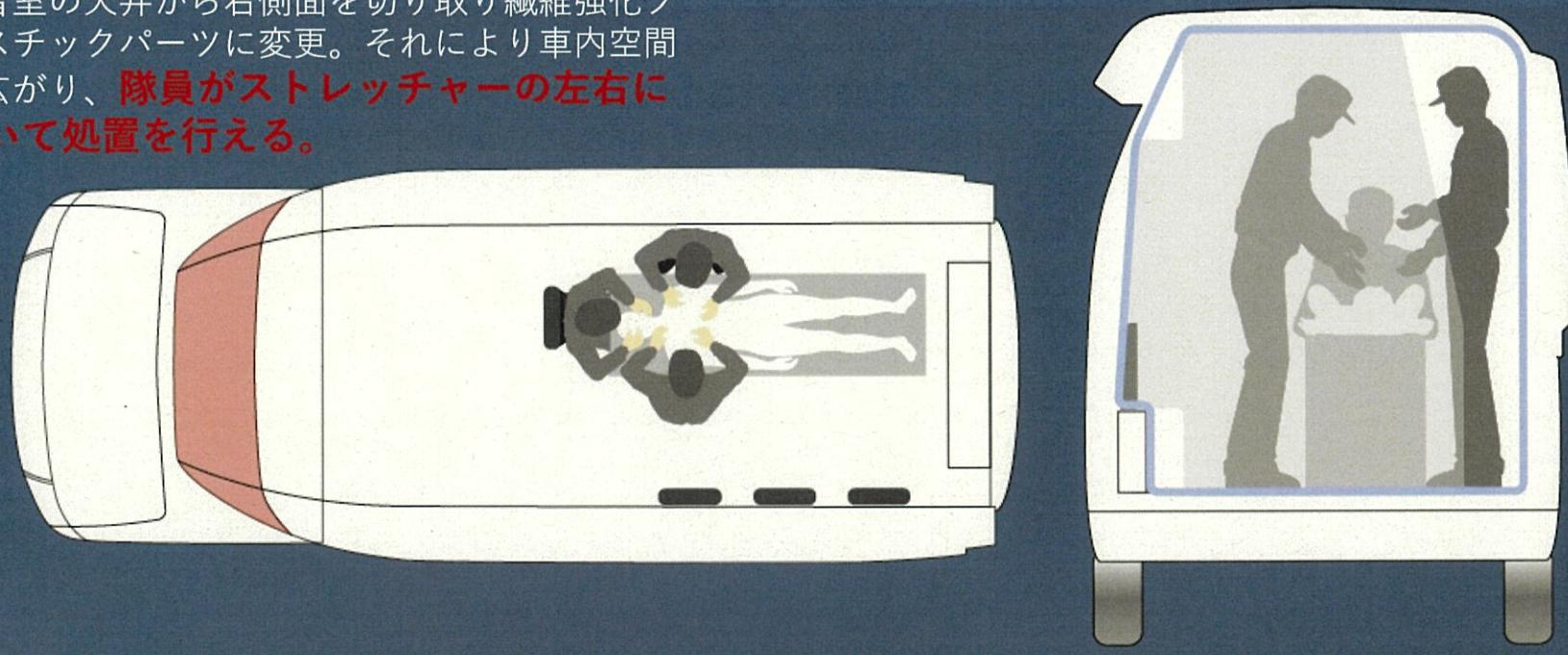
海外のスタンダード仕様※を取り入れた
量産型救急車

※広い患者室、乗員保護のための全席3点式シートベルト、
積載物の固定、電動ストレッチャー

『C-CABIN』 ここがすごい！

1-1. 拡がるスペース → 拡がる可能性

名前の通りC型に拡張したボディが特徴。
患者室の天井から右側面を切り取り纖維強化プラスチックパーツに変更。それにより車内空間を広がり、**隊員がストレッチャーの左右について処置を行える。**

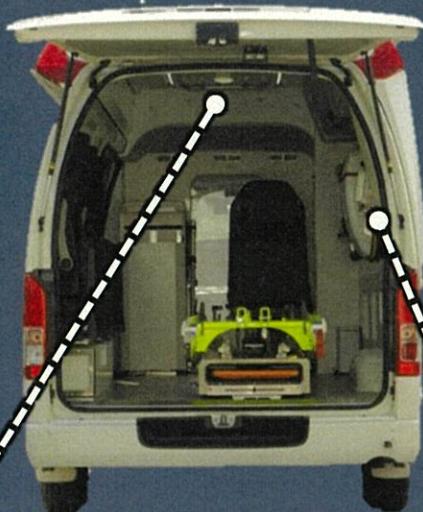


■ 従来のスペース □ C-CABIN

『C-CABIN』 ここがすごい！

1-2. 拡がるスペース → 拡がる可能性

車内上部に握りやすいパイプを取り付け、走行中も救急隊員が安全に活動できるよう配慮



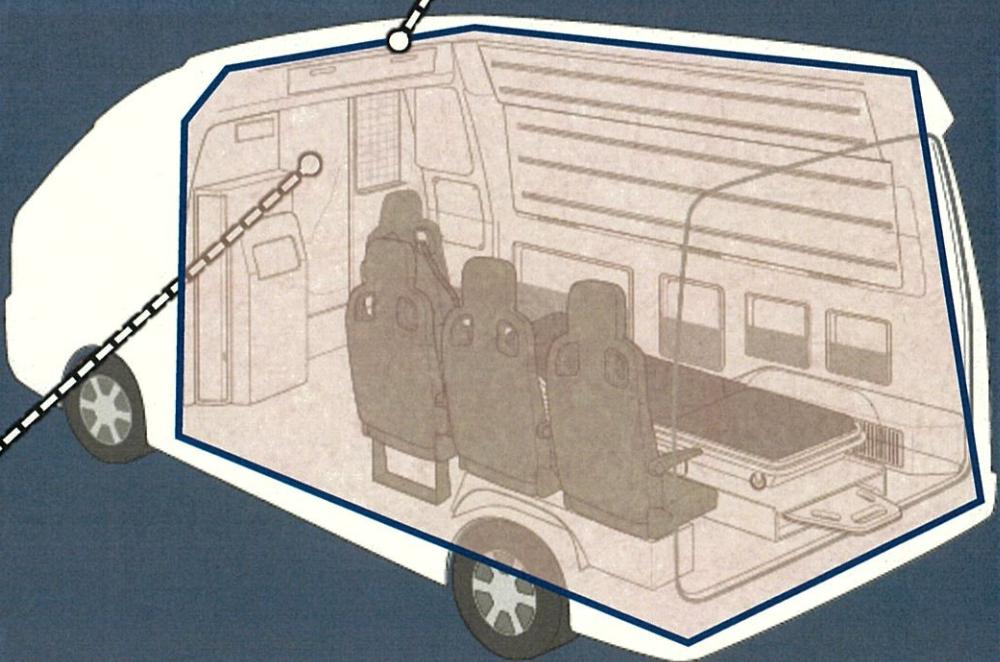
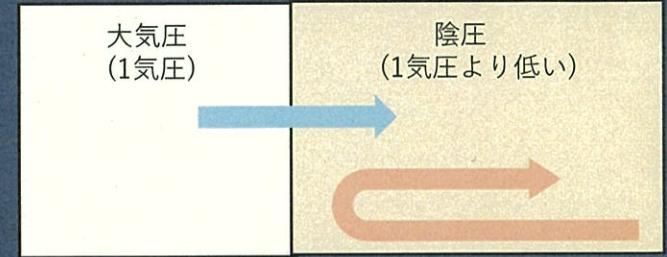
救急車に設置されている機材を設置する棚も省き、吊り下げ用のフックを設置



『C-CABIN』 ここがすごい！

2.陰圧対応壁 & 透明隔壁の設置

感染症対策として、運転席と後部室の間に隔壁を設置。圧力差によって常に前から後ろに空気が流れるようにし、運転席の感染防止にも配慮。



『C-CABIN』 ここがすごい！

3.電動ストレッチャーの搭載

従来の救急車は耐荷重性の問題などで電動ストレッチャーが搭載できなかったが、全体の重量削減・剛性確保によって電動ストレッチャーの搭載を実現。



電動ストレッチャーにすることにより、**女性隊員1人でも積み下ろしが可能に！**



『C-CABIN』 ここがすごい！

4. シートアレンジ 「活動のしやすさ」「隊員・同乗者の安全と快適性」「圧倒的広さ」を実現

メディカルシートも3点式ベルトを採用。前向きにすれば隊員乗車席としても活躍。



全席座面が跳ね上がることにより、活動空間の広さを確保。

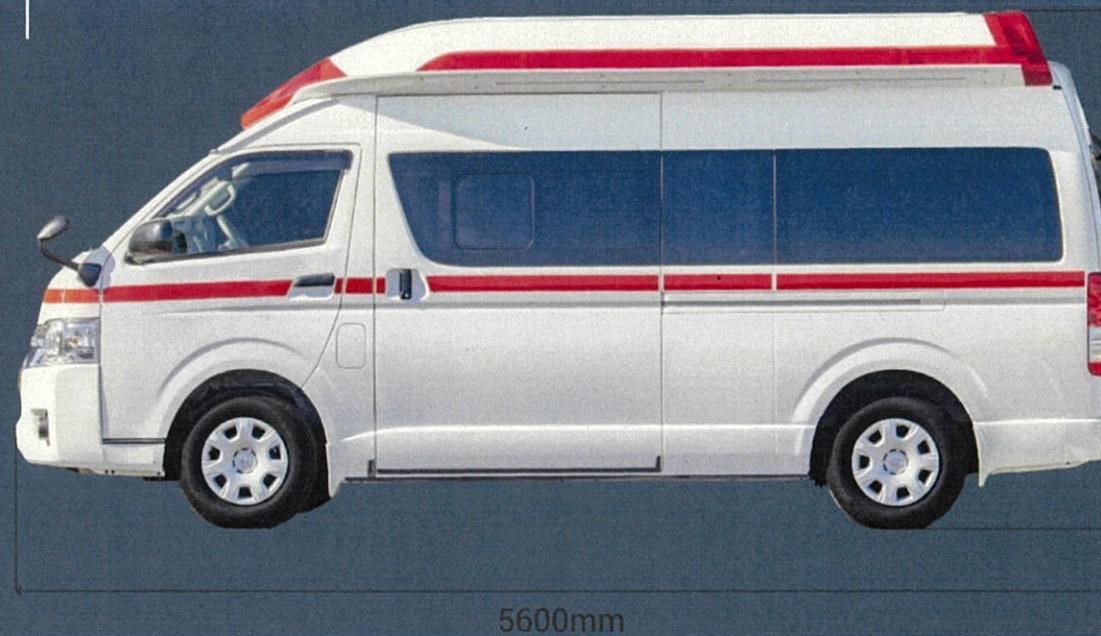


90° 旋回し、前向き、横向きの利便性が可能。



【参考】 C-CABIN車両仕様

車両型式	CBF-TRH226K
ベース車	トヨタ ハイエースバン
駆動方式	2WD / 4WD
室内寸法 長 (mm)	3,370
室内寸法 幅 (mm)	1,730
室内寸法 高 (mm)	1,820
車両重量	2,670
乗車定員	最大8名
車両総重量*	3,235 *積載品によって変動



令和4年度
国見町地域防災力向上事業
高規格救急自動車研究開発等業務委託
仕様書

令和4年10月

国見町

第1 目的

本事業は、国見町の地域防災力の向上を図る上で必要となる高規格救急自動車（以下「本車両」という。）の課題等について、伊達地方消防組合消防本部（以下「消防本部」という。）へのヒアリング調査等を実施し、現場の実務における課題及びニーズ等をまとめ、先進的な事例等を参考に新たな本車両を研究開発し、設計書及び報告書を作成するとともに研究開発した設計図書に基づき、本車両を製造し納入するものとする。

また、本事業とは異なるが、次年度以降、本車両を使用した実証事業を進め、本車両に対する新たな課題・ニーズ等のデータを収集し、新たな研究開発を行っていくことを見据えた事業とする。

第2 適合法令

本車両は、以下の基準等に適合した車両設計とすること。

- 1 救急自動車に備えるサイレンの音色の変更について（昭和45年6月10日消防第337号）
- 2 救急業務実施基準（昭和39年3月3日付け自消甲教発第6号通知）
- 3 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
- 4 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）
- 5 その他関係法令に全て適合し、緊急車両として承認が得られるものであること。

第3 契約

契約にあたっては、本仕様書の内容を十分熟知した上、了承して締結することとし、契約以後に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、発注者の指示に従うこととする。

第4 履行方法

- 1 受注者は、本業務の履行にあたり、本業務の責任者及び担当者を選任し、業務着手時に発注者に通知すること。
- 2 本業務の履行にあたっては、発注者との打合せ・協議を密に行い、進捗状況を隨時報告すること。
- 3 受注者は、打合せ・協議実施後、速やかに記録簿を作成し、発注者に提出すること。

第5 履行場所

国見町及び関連する業務を履行する場所

第6 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

第7 業務内容

- 1 受注者は契約締結後、消防本部とのヒアリング等により、現在使用されている救急自動車の課題やニーズ等について調査研究を行う。
- 2 その調査研究結果を反映させた設計図書を作成し、発注者の承認を受けた後、承認を受けた設計

図書に基づき本車両を10台製造し納入すること。さらに、中古車2台を可能な範囲で調査研究結果を反映させた形で納入すること。

- 3 本車両を使用し、子どもたちや地域住民を対象にした防災啓発事業を企画立案の上開催し、救急業務への理解促進や防災意識の高揚を図るものとする。

第8 車体の概要

本車両は、社会的使命の高い救急業務に必要な機動性、安全性を兼ね備え、堅牢で救急救命及び災害現場において威力を最大限に發揮できる性能であるため、以下の主要諸元を条件に、消防本部とのヒアリング調査等を実施した上で、発注者と協議し、設計図書を作成すること。なお、以下の主要諸元に比べ機能性が上回るものを排除しない。

1 主要諸元等

(1) エンジン

- ア 電子制御式レギュラーガソリンエンジン
イ 最高出力 118 KW以上、最大トルク 243 N・m以上

(2) 動力伝達装置 電子制御式オートマチックトランスマッション

(3) ブレーキ装置

- ア 前輪 ディスク式（A B S装置付き）
イ 後輪 リーディングトレーリング

(4) 懸架装置

- ア 前部 ダブルウイッシュボーン式又はストラット式
イ 後部 車軸式半橋円リーフスプリング式

(5) 駆動方式 フルタイム4輪駆動方式

(6) 乗車定員 7名

2 主要寸法

- | | |
|-------------|-------------|
| (1) 全長 | 5, 700 mm以下 |
| (2) 全幅 | 2, 000 mm以下 |
| (3) 全高 | 2, 550 mm以下 |
| (4) 患者室内長 | 3, 500 mm以上 |
| (5) 患者室内幅 | 1, 740 mm以上 |
| (6) 室内高 | 1, 850 mm以上 |
| (7) ホイールベース | 3, 400 mm以下 |
| (8) 最小回転半径 | 6, 300 mm以下 |

3 シャシ主要装備

- (1) LEDヘッドライト
(2) フロントフォグランプ

- (3) パノラミックビューモニター
- (4) 電動格納式リモコンドアミラー
- (5) デジタルインナーミラー
- (6) リヤクーラー
- (7) リヤヒーター
- (8) 寒冷地仕様
- (9) SRS エアバック+プリテンショナー&フォースリミック機構シートベルト
- (10) ETC2.0
- (11) フロアマット（前席・ゴムタイプ）
- (12) サイドバイザー 運転席・助手席
- (13) マッドガード フロント・リヤ
- (14) カーナビゲーション
- (15) コーナーセンサー（フロント左右）
- (16) ナンバーフレーム フロント・リヤ
- (17) ドライブレコーダー(フロントカメラ)
- (18) 車輪止め
 - ア ゴム製・取っ手付き、車両適応品とすること。
 - イ スライドドアステップ部に固定装置を設置すること。
- (19) 車載用消火器
 - ア 患者室に自動車用4型消火器を設置すること。
 - イ 専用固定具にて車体に固定すること。

4 外観

- (1) 拡張ボディー
 - ア ルーフ及び右側面を軽量かつ十分な強度を有し、耐蝕性・耐熱性・耐紫外線性に優れたFRP素材にて拡張させて室内空間を広げること。
- (2) 消防章
 - ア フロントパネル部に進行方向に正対し、消防章（Φ150mm FRP製六角台座付）を取り付けること。
- (3) フロントドアステップ
 - ア ステップ部に滑り止め塗装を施すこと。
 - イ フェンダー部にノンスリップシートを貼付すること。
- (4) スライドドアステップ
 - ア ステップ上面にアルミ縞板取付及び滑り止め塗装をすること。
- (5) 後部可動式2段ステップ
 - ア リヤバンパー左側に常設ステップを設けること。
 - イ 同乗者の乗降を補助するため、常設ステップ下段から電動ステップ（滑り止め付）を展開できる構造とすること。

ウ 展開したステップの高さは地上から上面まで 250 mm 以下とすること。

(6) 助手席アウトサイドミラー

ア 助手席側ドアミラー上部に補助ミラーを取り付けすること。

(7) 旗立て

ア 車体左側フロントドア後方上部にステンレス製旗立てパイプを取り付けること。

(8) イージークローザー

ア 左スライドドア及びバックドアはイージークローザーとすること。

(9) 傷病者室窓部

ア 左側窓ガラスには、下 2/3 くもりフィルム貼りとすること。

イ バックドア窓ガラスには、下 2/3 くもりフィルム貼りとすること。

5 警光灯・ライト類

(1) 大型散光式警光灯

交差点進入時視認性向上のため、360 度全周囲発光のビルトイン型赤色灯を備えること。

ア ルーフ前面に大型 LED 赤色警光灯を取り付けること。(対空灯付き)

イ ルーフ後部上面に大型 LED 赤色警光灯を取り付けること。

ウ ルーフ両側面にルーフ一体型の LED 赤色警光灯で取り付けること。

エ 電子サイレンスイッチ操作と連動し、全ての LED 赤色警光灯が同時に連動し点滅する構造とすること。

(2) フロント赤色補助警光灯

ア フロントグリル部に赤色 LED 補助警光灯 2 灯を取り付けること。

イ 電子サイレンスイッチ操作と連動し、全ての LED 赤色警光灯が同時に連動点滅する構造とすること。

(3) バックドア下部赤色点滅灯

ア バックドア下部に停止表示灯 2 灯を取りつけること。

イ バックドア開放時に、電子サイレンスイッチと連動して点滅する構造とすること。

(4) 作業灯

ア 助手席側ハイルーフサイドにルーフ一体型の LED 作業灯を取り付けすること。

イ 運転席側面上部に作業灯 2 灯を取り付けること。

ウ スイッチは左右個別に運転席付近に取り付けすること。

(5) 助手席ルームランプ

ア 助手席上部にルームランプを取り付けすること。

イ スイッチは本体付近に取り付けすること。

(6) 患者室ルームランプ

ア 患者室上部に LED ルームランプを取り付けすること。

イ 調光機能を有すること。

ウ 患者室で点灯・消灯ができる構造とすること。

(7) 患者室スポットライト

- ア 患者室上部にLEDスポットライトを4箇所取り付けすること。
- イ 角度調整可能なものであること。
- ウ 単体で点灯・消灯ができる構造とすること。

(8) バックドアスポットライト

- ア バックドア上部にLEDスポットライトを取り付けすること。
- イ 角度調整が可能なものであること。
- ウ スイッチは車外から操作できる位置に取り付けすること。

6 サイレン・電源等

(1) 電子サイレンスピーカー

- ア スピーカーは歩行者保護を考慮した、高警告ワイドスピーカーシステムを備え出力は50W以上を2個取り付けすること。
- イ スピーカーはフロントバンパー内に取り付けすること。

(2) 電子サイレンアンプ

- ア フロントダッシュボード付近に音声合成機能付電子サイレンアンプを設置することとし、マイクはサイレンアンプリモコンスイッチ付とすること。
- イ 音声合成装置スイッチを電子サイレンアンプとは別に設けること。
 - ・右左折（ワインカー連動）
 - ・後退警報（バックギア連動）
 - ・出動予告
 - ・渋滞通過
 - ・交差点進入
- ウ 高警告サイレン音を吹鳴できること（交差点・渋滞通過）

(3) 運転席フレキシブルマイク

- ア 運転席ドア上部に拡声用フレキシブルマイクを取り付けること。
- イ ON/OFFスイッチを取り付けること。誤作動防止対策を講ずること。

(4) サブバッテリー

- ア バッテリーはバッテリー上がり防止及びリスク分散化の為、標準バッテリー（走行用バッテリー）とは別にサブバッテリー（艦装用）を設けそれぞれを別系統とすること。
- イ サブバッテリーは引出しレールを設けて、点検及び交換が容易に行える構造とすること。
- ウ サブバッテリーは、急速充電に適したものとすること。

(5) バッテリー充電器

- ア バッテリー管理器により、外部充電が可能な構造とすること。
- イ 外部充電は急速充電にてバッテリーへ充電すること。

(6) AC100V外部入力コンセント

- ア ボディ右側面に埋込式マグネット型外部入力コンセントを設けること。
- イ 電源供給用のケーブル（10m）を付属すること。

(7) スターターカット

ア 外部電源接続時にキーシリンダーを回してエンジンが掛からないようすること。

イ 外部電源接続がわかるランプをフロントパネルに設けること。

(8) AC100V 電源自動切替改造

ア 外部入力接続時に自動切り替えにより使用できること。

イ 車室内装備品において電源供給を要する機器は、インバーターからの供給と外部電源から供給する2電源式とすること。

ウ 外部電源を優先する構造とすること。

(9) 電圧計

ア シャシ用バッテリーの電圧を確認できること。

イ アナログパネル電圧計をフロントに設けること。

(10) 電流・電圧・残量モニター

ア サブバッテリーの状態を確認できるモニターを設けること。

イ モニターは液晶画面として、ボタン切替によって電圧、電流、容量、残り使用時間を確認できること。

(11) 路肩灯

ア 後輪前側にLED照明灯を取り付けること。

イ 点灯方法は、スマートランプ連動とすること。

(12) バックブザー

ア 後退警報器をシャシ後方下部取り付けること。

イ 消音スイッチをフロントパネルに設けること。

(13) ドア開放時警告ブザー

ア 全ドア感知の半ドア警告ブザーを取り付けること。

イ シフトレバーがPレンジ以外の時にドアを解放すると警告ブザーを発すること。

(14) スイッチ銘板

ア 各スイッチは銘板を取り付けすること。

イ 銘板は長期間使用に耐えうるものとすること。

7 患者室

(1) 運転席後方収納庫

ア 運転席後方に縦型の収納庫を設け、内部に棚板を2段設けること。

(2) ホワイトボード

ア ホワイトボード(A4サイズ2枚)を付属すること。

イ ホワイトボード後面にはマグネットを取り付けし、任意の位置に取り付けできること。

(3) 患者室ヘルメット掛けフック

ア 運転席後方収納庫付近にヘルメット掛けフックを2箇所設けること。

(4) 電装用収納庫

ア メンテナンスを考慮した構造とすること。

(5) 酸素ボンベ収納庫

- ア 助手席後方に酸素ボンベ（2本）の収納庫を設け、固定装置を取り付けること。
- イ 酸素ボンベを受け台及びロック機構にて取り付けること。
- ウ 固定装置は、減圧弁が患者室内から容易に操作でき、圧力計の視認が可能な構造とすること。
- エ 酸素ボンベは容易に交換できる構造であること。

(6) サブストレッチャー収納庫

- ア 助手席後方に縦型収納庫を設け、内部にサブストレッチャー又は救急活動用資機材収納用棚を設けること。

(7) 助手席後方上段収納スペース

- ア サブストレッチャー収納庫上部に積載スペースを設けること。

(8) リヤクーラー上部オーバーヘッド収納庫

- ア 患者室リヤクーラー上部に収納庫を設けること。
- イ 上開き式扉を設けること。

(9) ルーフ左収納庫

- ア 患者室左上部に収納庫を設けること。
- イ 上開き式扉を設けること。

(10) スクープストレッチャー及びバックボード収納庫

- ア メインストレッチャー積載架台装置右側に、スクープストレッチャー及びバックボードを積載できるツインスライド式ストレッチャー収納庫を設けること。

(11) メディカルシート

- ア メインストレッチャー積載架台装置の頭部側から、患者観察、器具操作等が容易に行える位置に1基備えること。
- イ E L R 3点式シートベルトを有すること。
- ウ シートは180度回転し、車両前方向きでも着座できるようにすること。
- エ シートは防汚シートとすること。

(12) 独立式パッセンジャーシート

- ア 左側面後方に、独立シート3基をそれぞれ横向きに設けること。
- イ 前向きから右へ90度回転できる機構及びE L R 3点式シートベルトを有すること。

(13) 可搬型 2L 酸素ボンベ収納

- ア 患者室に可搬型 2L 酸素ボンベを収納できるようにすること。

(14) バックボード固定

- ア 独立式パッセンジャーシートにバックボードをベルトにて固定できる構造とすること。

(15) FRP ウォッシャブルフロア

- ア 床材は内装色と調和する色調とすること。
- イ 床材は耐蝕性・耐熱性・耐紫外線性に強いFRP素材とすること。
- ウ 患者室の床は水洗いに耐える構造のものであること。
- エ コーナー部分及び積載品等の防水処理は床面から一体で立ち上げ加工すること。

(16) 燃料タンク点検口

ア FRP ウォッシャブルフロアの燃料タンク上部に蓋を設けて、燃料ポンプ等を点検及び交換できるようにすること。

(17) 換気扇

ア 患者室後方バックドア上部に換気扇を設けること。

イ スイッチは患者室スイッチパネルとすること。

ウ 換気扇フィルターは交換が容易に行えるようにすること。

(18) 天井アシストグリップ

ア 患者室上部にアシストグリップを設けること。

イ グリップはストレッチャーを囲むようにC型に設けること。

(19) 患者室上部収納ネット

ア 患者室上部に収納ネットを3箇所設けること。

(20) 点滴用フック

ア 点滴瓶2本を固定できる器具とすること。

イ 患者室内天井部に設置するアシストグリップの固定可能な構造とすること。

(21) スライドドア大型乗降グリップ

ア スライドドア開口部右側に備えること。

イ グリップ部にはゴムクッション巻きとすること。

(22) バックドア大型乗降グリップ

ア バックドア開口部左側に備えること。

イ グリップ部にはゴムクッション巻きとすること。

(23) メインストレッチャー

ア 電動型を積載すること。

(24) メインストレッチャー積載架台

ア ストレッチャー積載架台は上部スライド式構造とし、バックドア開放時に上部スライドドールに搭載した本体が車外に手動で引き出す構造とすること。

イ 左右スライド機能を備えること。

ウ ストレッチャー積載状態で車内電源を用いてストレッチャー本体の充電を行うことのできる構造であること。

8 運転室

(1) 運転席・助手席

ア 前席2名掛けとすること。

(2) 運転席・助手席シートカバー

ア シートは防汚仕様のカバーを取り付けすること。

(3) 運転席上部収納ネット

ア 運転室内天井部にネット収納を2箇所設置すること。

(4) 助手席インナーミラー

ア ルームミラー上部に後方確認用ミラーを設置すること。

(5) オンダッシュカバー

- ア フロントダッシュボード上部に電子サイレン及び各種操作スイッチ設置用のセンタークラスターを設置すること。

(6) センターコンソール取付台

- ア 前席中央部はシートレス構造とし、上部に無線機器・車両動態管理装置モニター・書類トレー等を設置することのできる構造とすること。

(7) 地図入れ

- ア 前席中央部上面に書類等を収納可能なトレーを設置すること。

(8) 無線機及びAVM台座

- ア 前席中央部前方に車両動態管理装置本体を設置することのできるモニター台座を設置すること。

- イ モニター台座下部には、消防用無線装置の操作部（1DIN サイズ）設置できるスペースを設けること。

(9) 運転席後部地図入れ

- ア 運転席側背面にB4 サイズの地図入れを設置すること。

9 レール

(1) 患者室には救急活動用医療器及び資機材等を収納する為の、自由に配置できるレールシステムを設置すること。

(2) 設置場所は患者室運転席側全面に設置すること。

(3) 各種積載取り付け用アタッチメントを付属すること。

(4) 加湿流量計

- ア 酸素ボンベ上部の減圧弁から高圧ホースにより三方チーズに接続し、三方チーズから加湿流量計へ高圧ホース1本で接続されること。

- イ 減圧弁と三方チーズの接続および加湿流量計からデマンドバルブが使用可能なワンタッチジャッキはジュンロン型にすること。

- ウ 加湿流量計は2連式とし、2名が同時に使用できる構造とすること。

- エ 酸素ボンベから加湿流量計へつながる配管は車室内に露出しないよう配管すること。

(5) ルーフ右収納庫（大）

- ア 患者室内右側面レール上部前方に収納庫（2個扉式）を設置すること。

- イ 内部の収納物を落下しないよう落下防止措置を備えること。

- ウ 収納庫内側面には緩衝防止材を貼ること。

(6) ルーフ右収納庫（小）

- ア 患者室内右側面レール上部後方に収納庫を設置すること。

- イ 内部の収納物を落下しないよう落下防止措置を備えること。

- ウ 収納庫内側面には緩衝防止材を貼ること。

(7) 時計

- ア 患者室内にデジタル時計を1基設置すること。

イ 右側面レール部に移動可能な構造で設置すること。

(8) 湿湿度計

ア 患者室内に温湿度計を1基設置すること。

イ 右側面レール部に移動可能な構造で設置すること。

(9) 2段引き出し式収納庫

ア 患者室内右側面に引き出し付収納庫を設置すること。

(10) ティッシュ/グローブボックス

ア 患者室右側面にティッシュ・グローブ固定用のホルダーを設置すること。

(11) 処置トレー

ア 患者室右側面に医療機器用トレーを設置すること。

(12) 蛇管収納庫

ア 患者室右側面に患者回路等の収納ボックスを設置すること。

イ 収納ボックスは上面開口式とすること、

(13) 前面開口観音扉

ア 患者室右側面の大型収納BOXを設置すること。

イ 開口部は前面開口式の観音扉とし、内部に当本部指定の消耗品関係医療機器を収納すること。

(14) 前面開口引き戸

ア 患者室右側面の大型収納BOXを設置すること。

イ 開口部は前面開口式の引き戸とし、内部に当本部指定の消耗品関係医療機器を収納すること。

10 その他

(1) シート下部収納庫

ア 患者室内横向き座席下部に可搬型2L酸素ボンベ等を収納できる収納を設けること。

(2) 足踏みリンク付ダストボックス

ア 患者室内に容量10L程度の足踏み式ダストボックスを搭載すること。

11 留意事項

(1) 車体は全有蓋で密閉式構造であること。

(2) 車体後部は、ストレッチャーによる搬出入が容易に行える構造であること。

(3) 患者室のフロアー、ルーフ、座席等の色調は協議すること。

(4) 各種機器の固定、収納装置にあっては、走行時の振動等により移動、脱落等のないよう強固に作成し、異音等が発生しない構造にするとともに、活動時に有効に活用できるよう、細部については発注者と十分協議すること。

(5) ボルト、ナット類は、積載する資機材及び車内活動等を考慮し、使用的箇所に応じ皿ビス(ボルト)、袋ナット等を使用し、平面化を図ること。

(6) シャシは雨水等による錆又はバッテリーの放電に注意し、完全な管理を行うこと。

(7) 患者室等に取り付ける各種固定、積載装置部分には、内張り内に有効な補強を施すこと。

(8) 受注者は、車両製作上において艤装の一部を他の業者に外注する場合は、この仕様書の内容を満

たすよう、当該業者を指揮、監督すること。

第9 検査

1 概要

検査は、受注者立会いのもとで成果品をもって発注者が行う。検査における指示事項等は、発注者の指示する日までに修復又は部品の取替えを行うこと。また、消防本部へのヒアリング調査等により作成した設計図書に基づき制作した本車両は、各部清掃、満注油、満充電、点検、手入れ等を行った後、付属品を設計図書に基づき積載場所に積載した状態で納入すること。

2 本車両の完成検査

- (1) 積載品等が用意された段階で、速やかに発注者の指定する日時及び場所において完成検査を受けること。
- (2) 検査は本仕様書、設計図書等により総合的に行う。
- (3) その他、発注者が必要とする検査を受けることとする。

第10 臨機の措置

受注者は、災害防止等のため必要があると認められるときは、臨機の措置を取らなければならない。また、措置を取った場合、受注者はその内容を監督職員に報告しなければならない。

第11 守秘義務

受注者は、本業務を通じて知り得た事項について、その一切を他の第三者に漏らしてはならないものとする。また、業務完了後も同様とする。

受注者は、その使用人に対して秘密を保持するための必要な措置を講じなければならない。

第12 知的財産等の取扱い

1 研究開発による研究成果の取扱いについて、以下のとおりとする。

- (1) この業務委託の実施に伴って得た研究成果は、原則として発注者に帰属する。
- (2) 受注者は、この業務委託によって得られた研究成果を公表、又は第三者に開示しようとする場合には、その内容、時期、方法等について、あらかじめ書面により発注者の承諾を受けるものとする。このことは、特に定めのない場合に限り業務委託契約の履行期間満了後においても効力を有するものとする。
- (3) 発注者又は発注者が指定する第三者は、この業務委託の実施に伴って得た研究成果を本業務の用に供する範囲において、無償で利用することができる。

2 産業財産権等の取扱い

- (1) 受注者は、この業務委託の実施に伴い新たに発明等が生じた場合には、速やかに発注者に報告する。
- (2) 受注者は、受注者の従業員又は受注者の下請負者が①の発明等をした場合は、発明者より当該の

発明等に係る産業財産権等の承継を受け、発注者に引き継ぐものとする。

- (3) (2) の産業財産権等は発注者のものとする。
- (4) 産業財産権等の出願及び維持保全の手続きは発注者が行い、その費用は発注者負担とする。

3 著作権等の取扱い

- (1) 委託業務の履行に伴い生じた著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに定める権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に、発注者に無償で譲渡する。
- (2) (1) にかかわらず、本業務委託中、受注者又は第三者が委託前より権利を有していたものに関する権利は、受注者等に留保されるものとする。
- (3) 受注者は発注者に譲渡した著作物については、著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに定める権利をいう。）を行使しないものとする。
- (4) 発注者に納品された著作物については、発注者又は発注者が指定する第三者が行う次の行為について、受注者は許諾するものとする。
 - ア 発注者と業務の用に供する範囲において、複製（電磁的な記録などを行う場合を含む）を行うこと。
 - イ 発注者の業務の用に供する範囲において、加除、改変又は編集を行うこと。
- (5) 受注者は業務の成果物に含まれる写真・イラスト・その他の資料で第三者が権利を有する著作物等が含まれている場合は、当該著作物等の仕様に必要な費用の負担及び使用許諾に係る一切の手続きを行うものとする。

第13 本車両製造着手時の提出書類

本車両の製造着手時に消防本部とのヒアリング調査等により作成した設計図書を以下のとおりまとめ、製本し3部提出すること。またデータも併せて提出すること。

- (1) 工程表
- (2) 車両5図面
- (3) 艤装図
- (4) キャビン内図、機器スイッチレイアウト図
- (5) シャーシ諸元明細書
- (6) 電気系統図及び配線図
- (7) その他、発注者が必要とするもの

第14 成果品

業務の成果品は以下のとおりとする。

- (1) 高規格救急自動車研究開発報告書 3部
 - ア 研究開発の目的
 - イ 消防本部へのヒアリング調査等内容
 - ウ 新型高規格救急自動車の概要
 - エ 研究開発により救急隊に与える影響及び効果

オ イベントの成果

(2) 研究開発により製造した高規格救急自動車（新車） 10台

　　高規格救急自動車（中古車） 2台

(3) 関係書類 3部

ア 車両重量実測書

イ 改造自動車申請書

ウ 取扱説明書（シャーシ関係、取付品、付属品含む）

※A4ファイル綴じ込み、言語は日本語とする。

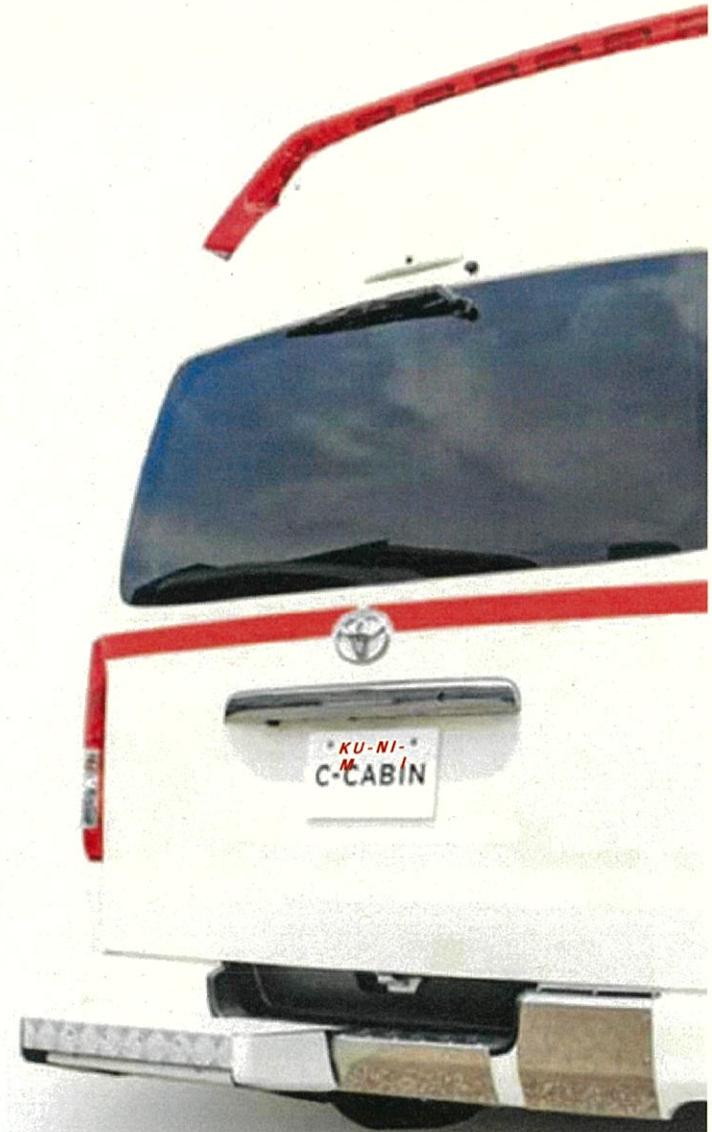
エ 納品内訳書

オ 完成写真（左右、上部の5面及び資器材収納部の状況）

令和4年度 国見町地域防災力向上事業
高規格救急自動車
研究開発等業務

株式会社ワンテーブル

協力企業
株式会社ベルリング



2022.12

目次

01 会社概要 ----- 3	05 事業実施計画 ----- 11
…事業実施体制の信頼性	…本町の理解度・本町の特性 …地域性を活かした事業提案・課題解決提案 …効果的な課題解決手法・事業の独自性 …前例にとらわれない事業の提案
02 事業実施体制 ----- 5	06 工程計画 ----- 18
…事業実施体制の信頼性	…工程計画・フロー …スケジュールの妥当性
03 類似業務の実績 ----- 8	07 コストの考え方 ----- 19
…過去の実績・類似業務の実績有無	…コスト・町の財政負担の軽減
04 実施方針の理解 ----- 10	
…事業目的・内容の理解度	

01.0

会社
概要

会社名

株式会社 ワンテーブル

代表者

代表取締役 島田 昌幸

資本金(資本準備金)

14,750,000円 (310,750,000円)

その他資本剰余金

422,998,482円

設立年月日

2016年11月11日

本 社

〒985-0874 宮城県多賀城市八幡字一本柳117-8

社員数

30人

事業内容

官民共創プラットフォームの運営事業
地域・防災に係る各種企画コンサルティング
防災公共サービスのソリューション事業

外部主要株主

(株)読売新聞東京本社

(株)内田洋行

稻畑産業 (株)

(株)BELLホールディングス (医)オレンジ

(株)hope for

カタギリ・コーポレーション(株)

シップヘルスケアホールディングス(株)



01.1

東北で培った地域開発運営を**全国**へ展開をしています

会社概要

OUR VISION

ビジョン

- つくる力と、守る力で、命を豊かにする。
- 真の豊かさは、人間本来の生き方や食文化、地域の風土、人と人の関わりの中で育まれる。
- 私たちは、その豊かさが存在し続ける未来のために、あらゆる人、モノ、コトをひとつにつなぐ。
- そして、社会に新しい仕組みと、いかなる状況でも安心できる防災産業を創出し発展させていく。

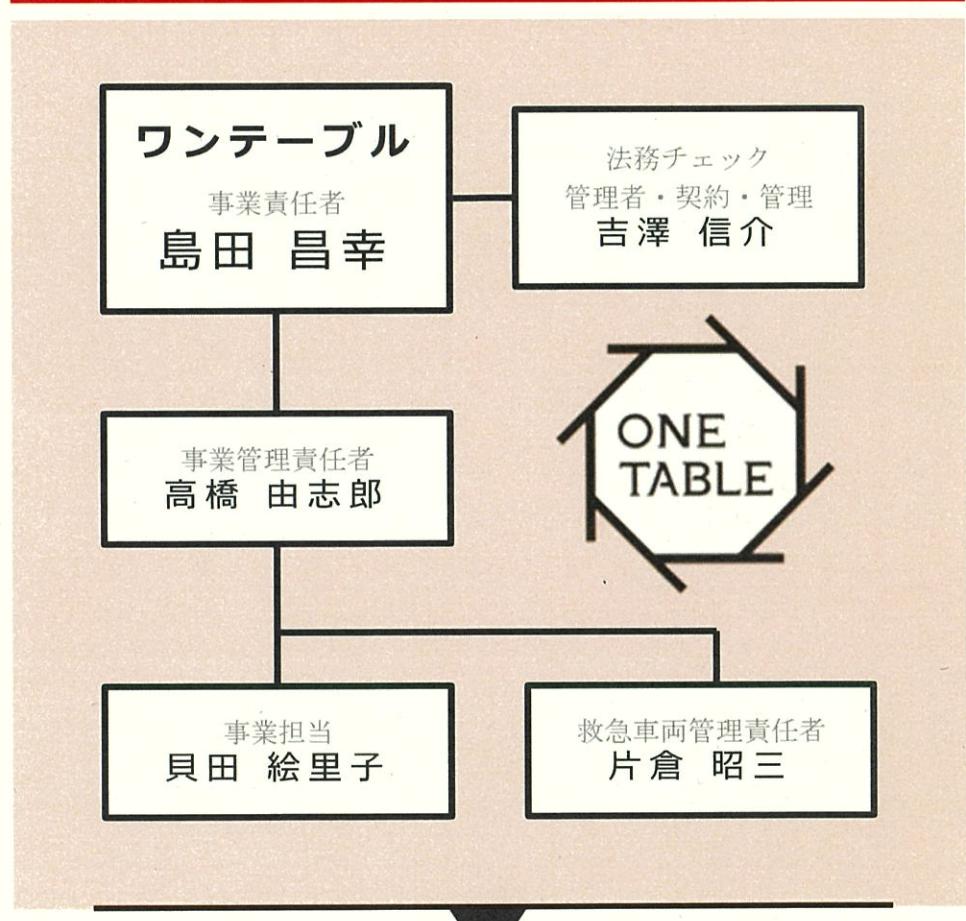


02.0 事業実施体制



地域の課題解決やビジネス化を目的とする官民が連携するコンソーシアムの創出を通して、町を実践の場に地域に新しい産業を育していくという中で、本件事業においてこのKUPUCOの仕組みを使った実績を目指す。

本事業における 運営業務体制



belling

調査・研究・製造・事業協力
協力企業: 株主会社 ベルリング



担当：事業構想策定業務

氏名：**島田 昌幸**

所属：株式会社ワンテーブル

役職：代表取締役

地域創生におけるプロデューサーとして戦略的なブランディング

・先端技術を駆使したプロデュース、エリア開発などを手掛け、
被災地における事業開発は復興庁55選に選定されるなど、単なる
ビジネスプロデュースだけではなく、地域に根付いた事業開発
を念頭に事業設計を実施

事業・施設構想立案・事業収支計画・ブランディング・集客戦略・商品・サービス開発など総合的なプロデュースを実施

経済産業省・総務省・国土交通省などのアドバイザー・プロデューサーを兼務



02.2 事業実施体制

運営スタッフ

所属・役職・氏名	担当分野	実務経験年数 保有資格	業務実績
氏名： 高橋 由志郎 所属：ワンテーブル 役職：官民共創 プラットフォーム	事業構想 策定業務	38年	<ul style="list-style-type: none"> 東北工業大学大学卒業後、広告制作会社に約15年勤務 退社後、製造業「フリーフォームマットおり座」を開発し(株)オリザ設立 「オーダーブライダルMJQ」を立ち上げる／(株)MJQ 1次生産者の所得向上を目的に「マルシェジヤポンセンダイ」をプロデュース 2010年6月島田昌幸と会社を設立、日本で初めての6次産業代理店を立てる 震災後から、6次化産業創出・新規事業開発を推進
氏名： 貝田 絵里子 所属：ワンテーブル 役職：官民共創 プラットフォーム	事業担当 事務局	20年	<ul style="list-style-type: none"> バンタンデザイン研究所卒業後、繊維・アパレル業界に18年勤務 2003年5月～(財)日本化学繊維検査協会 2012年11～(株)スクロールにてアパレル商品の企画MD、新規事業を推進
氏名： 片倉 昭三 所属：ワンテーブル 役職：危機管理部	救急車両 付帯機器等 管理	30年 高度管理医療機器 等営業所管理者	<ul style="list-style-type: none"> 法政大学工学部建築工学科卒業 2022年5月、高度管理医療機器等営業所管理者 資格取得
氏名： 飯野 類 所属：ベルリング 役職：代表取締役	車両の 研究 開発 製造	12年	<ul style="list-style-type: none"> 大学3年在学中の2011年、ベルリングを創業 カーボン素材を用いた消防自動車の拡張パーツを開発 2014年、国内最軽量消防自動車の製品化 2019年、M&Aにより合同会社 DMM.com にグループ入り 同年、次世代救急車の開発着手

03.0 類似業務の実績

受注実績 (過去3年以内)

ワンテーブル

高規格救急自動車研究開発等業務
類似業務の受注実績

- 委託業務名
:亘理町
- 受託者
:株式会社ワンテーブル
- 委託業務内容
**:高規格救急自動車研究開発
製造**
- 納品物
:新たな救急自動車両の納品 1台

ワンテーブル

高規格救急自動車研究開発等業務
類似業務の受注実績

- 委託業務名
:茨城県つくば市
- 受託者
:株式会社ワンテーブル
- 委託業務内容
**:宇宙防災教育セミナーの
実施**
- 内容
**:脅威関心が薄い防災に関する
啓発を「宇宙」というテーマと
掛け合せながら幅広い層に対し
てセミナーアイベントを実施**

ベルリング

高規格救急自動車研究開発等業務
類似業務の受注実績

- 委託業務名
:亘理町
- 受託者
:株式会社ワンテーブル
- 委託業務内容
**:高規格救急自動車研究開発
製造のメーカーとして納品**
- 納品物
:新たな救急自動車両の納品 1台

03.1

類似業務の実績

協力企業 ベルリング
救急車両の受注実績

年度	客先名	都道府県	台数	状況
R3年度	金沢大学医学部付属病院	石川県	1	納車済
	神奈川県立こども医療センター	神奈川	1	納車済
	北後志消防組合（余市署）	北海道	1	納車済
	北後志消防組合（赤井川村署）	北海道	1	納車済
R4年度	柏厚生総合病院	千葉県	1	納車済
	手稲溪仁会病院	北海道	1	納車済
	あぶくま消防本部	宮城県	1	11月納車予定
	国見町	福島県	12	R5年3月納車予定
	別府市消防本部	大分県	1	12月納車予定
	川口市立医療センター	埼玉県	1	R5年1月納車予定
	越谷市消防局	埼玉県	2	R5年2月納車予定
	流山市消防本部	千葉県	1	R5年2月納車予定
	守口市門真市消防組合	大阪府	1	R5年2月納車予定
	石垣市消防本部	沖縄県	1	R5年3月納車予定
	松戸市立医療センター	千葉県	1	R5年3月納車予定
	札幌ハートクリニック	北海道	1	R5年2月納車予定
	苫小牧市消防本部	北海道	1	R5年2月納車予定
	札幌市消防局	北海道	1	R5年2月納車

本事業の目的

[1]

本事業は、『第6次国見町総合計画』における**地域防災力の向上**を図るため、**高規格救急自動車の課題等について調査研究**し、新たに開発製造することで**地域の安全・安心なまちづくり**に寄与することを目的とする

- ① 被災を受けた国見町が、災害の経験をノウハウとして蓄積し被災地から生まれた知識や技術を産業として育っていくことが持続可能な取組として重要
- ② その一歩として日常の安全の取組みが災害時においても強固な地域防災力の向上につながる。いわゆる本取組はデュアルユース型のモデル事業としての新しい価値の創造に努める
- ③ 消防隊員とのヒアリング調査等から現状課題と向かい製造を行うプロセスはマーケットイン及び市場創造型の思想であり、現行のプロダクトアウト思考からの脱却を図る
- ④ 国見町が運営するKUPUKOの仕組みを使い、企業間連携を通じた新たな官民共創事業開発を図る

[2]

高規格救急自動車を使用し、子どもたちや地域住民を対象にした**防災啓発事業**を企画立案の上開催し、**救急業務への理解促進**や**防災意識の高揚**を図るものとする

- ① 防災という啓蒙活動イベントは、町民生活の日常とは近い存在ではないことから、子どもたちが身近に捉えもらえる企画を立案する
- ② 幼稚園・保育園・小学校・中学校にて国見町の未来の救急車両として、救急車両塗り絵コンテストを実施する
- ③ 開発された車両のお披露目イベントを小学校で開催し、電動ストレッチャー体験や救急車両の内覧、応急処置の体験などを開催し、塗り絵コンテストの優秀作品の発表なども行う



業務範囲について

[1]

消防本部とのヒアリング等により、現在使用されている**救急自動車の課題やニーズ**等について調査研究を行う。



[2]

調査研究結果を反映させた設計図書を作成し、発注者の承認を受けた後、承認を受けた設計図書に基づき本車両を10台製造し納入すること。
さらに、**中古車2台**を可能な範囲で調査研究結果を反映させた形で納入すること。

[3]

本車両を使用し、子どもたちや地域住民を対象にした防災啓発事業を企画立案の上開催し、救急業務への理解促進や防災意識の高揚を図るものとする。



業務工程

[1]



[2]



[3]



消防本部との
ヒアリングの実施

開 発

製 造

納 車

啓発イベント

業務実施内容

[1] 消防本部とのヒアリングの実施



ヒアリング実施時期：**12月中**



ヒアリング内容：

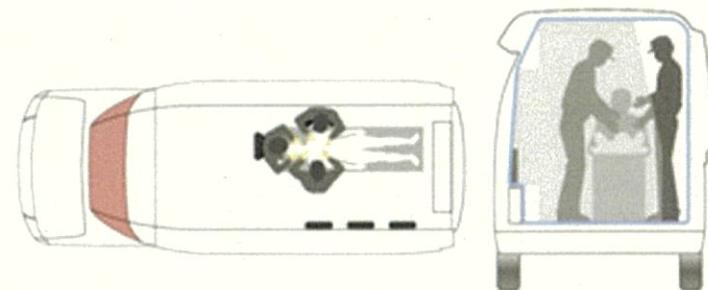
- ① 現状の**運用状況**について
- ② 現状**車両の課題**について
- ③ 救急車両の導入に関する**財政等の課題**について
- ④ 今後の**ニーズ・期待**について
- ⑤ 消防本部とのヒアリングを受け、本事業で**開発するポイント**を整理する

業務実施内容

[2] 開発・製造

(1) 内容

- ① 調査研究結果を反映させた設計図書を作成し発注者の承認を受けた後、承認を受けた設計図書に基づき本車両を**10台**製造し納入する。
- ② 中古車**2台**を可能な範囲で調査研究結果を反映させた形で納入すること。

(2) 時期：**12月～3月中旬**

(3) 開発・製造方針

- ① 本件仕様書に基づいて製造することを基盤とする
- ② ヒアリング結果から本年度、開発・製造が可能な部分を協議を行い、承認を経て製造を実施する



業務実施内容

(4) 安全委関する基本方針

当社は、本事業において開発・製造される製品の安全に対して以下のとおり製品安全に関する基本方針を定め、誠実に本事業の運営に努めてまいります。



(5) 法令遵守

当社は、本事業を推進するにあたり、製品製造に関する諸法令に規定されている基本方針を遵守します。



(6) 製品安全確保のための品質管理

当社は、製品安全を確保するため、製品の企画・設計・製造・出荷のすべての段階において、常に適正な品質管理を行い、その向上に努めます。



05.5

事業実施計画

業務実施内容

(7) 品質マニュアル（例）



業務実施内容

[3] 納車・啓発イベント（案）

本車両を使用し、子どもたちや地域住民を対象にした防災啓発事業を企画立案の上開催し、救急業務への理解促進や防災意識の高揚を図るものとする。

時期：2023年3月26日（日）

①

C-CABIN KUNIMI
MODELのお披露目式典

*写真は全て実施イメージです



②

町民に対しての内覧及び自動ストレッチャーなどの試乗会および応急処置体験の実施



③

防災×アートセミナーの実施：
くにみ未来の救急車デザインワークショップの実施

ShakeOut TAKARAZUKA

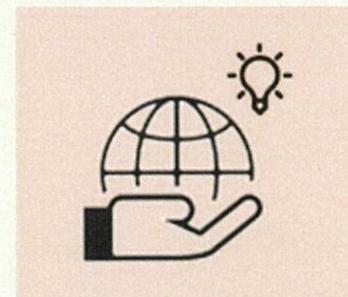
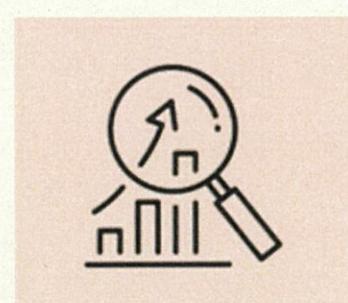


06

工程計画

全国初
福島県国見発
新ビジネスモデルの
創造

本事業で開発・製造された救急車両を、実証実験を通じて全国のデータが国見町に集まり、日本で最も情報が集まる地域として国見発のビジネスモデルを構築を目指します。



① 開発された救急車両について、定期的に消防署からヒアリングを実施する

- ・最新鋭救急車、電動ストレッチャーの取材回答など

② 高額な特殊車両において、車両の走行距離、メンテナンス費の分析等のデータの収集、残価設定の調査などを実施する

- ※データ収集とは主に以下を示す
- ・出動回数、距離数、劣化状態の確認など

③ これらの実証実験を通じて、最終的には北海道～沖縄まで地域特性に合わせたサービスの内容や、引き続き車両の研究・開発に努めます。

- ・上記を踏まえ、現在の救急車両の導入において課題解決になるようなビジネスモデルを立案



07.0 新ビジネスモデルの検討

課題

救急車は人の命に直結しているため、より良い救急車が必要である

- ▶ しかし、救急車がなかなかグレードアップしない



より安い業者が落札を行うためため

- ▶ 各会社ともグレードアップが難しい



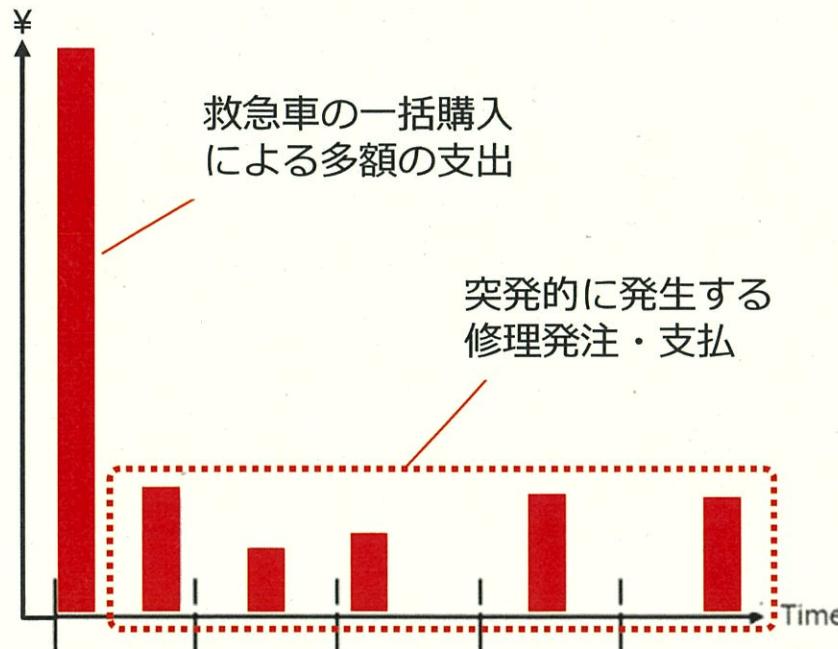
入札制度は単一的なものを低価格で仕入れる分には優れている

- ▶ しかし、高機能のものを手に入れるのは非常に困難になっている

〔 公平性の担保や入札会社を増やすことを
自治体として求めているため 〕

現在、救急車は都度修理（発注・支出が発生）となり、車両も一括購入が主流

購入による多額の支出



事務負担軽減のため、**保守費用込みの月額平準払い**のサブスクを提案

サブスクによる支出

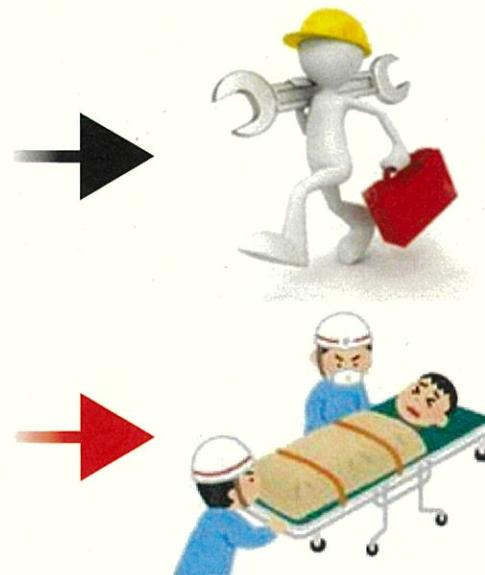


07.2

新ビジネスモデルの検討

サブスクの保守 メンテナンス体制

- ① 1年に一回 救急車専用職による点検
- ② 車検、自動車税、自賠責保険の負担
- ③ 電動ストレッチャーの点検
- ④ 電動ストレッチャー不具合時、即交換
- ⑤ バッテリー、タイヤ摩耗時、交換



定期メンテナンスの依頼で
→ 救急車をよりよい状態に保つ

保守メンテナンス体制の充実で
→ より良い市民サービスの実施

これらの新しい事業モデルを構築するためには
「実現可能性調査事業」が求められている。

課題

全ての部品が特殊部品になるため、貸出側のリスクが相当大きいことから、今日に至るまでレンタルやリース、サブスクリプション型のサービスが存在していない。

実証事業

特殊車両のため、メンテナンスや車両の走行距離や地域の状況に応じて経年劣化や機材の消耗状況を**継続的に検証**していくことで適切な費用の算出を行うことができる。可能性として、8年を目途に切り替えている車両に対して価値を見出すことができれば、2次流通の可能性が大きく広がることや、新車両導入において残価設定を行うことによって、導入費用を相当額抑えることが期待される。

全国への
経済波及効果

今まで、単純な入札制度によって車両の導入が進んできたことから、継続して車両の経年劣化や消耗状況をメーカー側が把握することが困難であったが、今回の官民共創プロジェクトが継続して実証を行うことによって国見町発の新たなビジネスサービスが創造されることが期待され、全国の地域特性に応じた情報データの収集による研究・開発拠点として日本の救急対応の一助を担う役割を果たすことができ、東日本大震災から得た災害対応の一つの概念を価値を変えて貢献することができる。

(資料5)国見町総合計画管理本部設置要綱

○国見町総合計画管理本部設置要綱

(令和3年3月9日訓令第7号)

(設置)

第1条 国見町総合計画条例（平成28年国見町条例第1号）第5条第2項の規定に基づき、各施策の策定、見直し及び進行管理を行うため、総合計画管理本部（以下「本部」という。）を設置する。

(目的)

第2条 本部は、町長の命を受けて国見町総合計画（以下「計画」という。）の策定及び推進を図るとともに、各施策の進捗について検証し、施策の見直しや新たな施策の策定につなげ、もって町民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 本部に本部長1名及び副本部長2名を置く。

2 本部長には副町長をもって充て、副本部長には教育長及び総務課長をもって充てる。

3 本部長は、本部の事務を総括し、第2条に規定する目的達成のため本部の職員を指揮監督する。

4 本部長に事故あるときは、副本部長がその職務を代理し、その順位は教育長を第1順位とする。

5 本部員は、町職員で課長相当職以上の者のうちから町長が指名する。

6 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(委員会)

第4条 本部に第2条に規定する目的達成のため、政策別（プロジェクト別）に委員会を置くことができる。

2 委員は、次に掲げる者のうちから本部長が指名する。

(1) 本部員

(2) 町職員（係長相当職以上）

(3) 前2項に掲げるもののほか、本部長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名及び副委員長若干名を置く。

2 委員長及び副委員長は本部員のうちから本部長が指名する。

3 委員長は委員会の事務を総括する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(本部会議、委員会及び合同会議)

第6条 本部会議は本部長が招集し、会議を主宰する。

2 第4条に規定する委員会は委員長が招集し、会議を主宰する。

3 本部長が必要と認めるときは、各々の委員会との合同会議を開催することができる。

4 前項に規定する合同会議は本部長又は主たる議題を所管する委員長が招集し、会議を主宰する。

5 本部会議及び委員会は、必要があるときは別に関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 本部の庶務及び委員会との総合調整は、総合計画担当課において処理する。

2 委員会の庶務は、本部長の指名する課において処理する。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、本部及び委員会に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○国見町庁議等設置規則

(平成25年2月1日規則第3号)

改正 平成31年2月15日規則第1号 令和3年4月1日規則第19号
令和3年6月18日規則第48号

(設置)

第1条 町政運営の基本方針を総合的視野にたって協議するとともに、各課間の施策に関する総合調整を行い、町行政の一体性を確保するため、庁議及び政策調整会議を置く。

(構成)

第2条 庁議は、町長、副町長、教育長、会計管理者、国見町課設置条例（昭和33年国見町条例第9号）第1条に定める課の長、国見町教育委員会事務局組織規則（平成20年国見町教育委員会規則第1号）第5条第1項に定める教育次長、同条第2項に定める課長、会計課長、選挙管理委員会書記長、議会事務局長、監査委員事務局長及び農業委員会事務局長をもって構成する。

(付議事項)

第3条 庁議に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 町政運営の基本方針に関すること。
- (2) 町議会に提出する議案に関すること。
- (3) 重要な施策の基本方針に関すること。
- (4) 重要な事項の報告に関すること。
- (5) 重要な行事の連絡調整に関すること。
- (6) 各課に関する横断的事項に関すること。

(会議)

第4条 庁議は、町長がこれを主宰する。

- 2 庁議は非公開とする。
- 3 庁議は、原則として毎週水曜日に開催する。ただし、必要があると認めるとときは、町長が指定する日に開催することができる。

(付議手続)

第5条 課長等は庁議に付すべき事項があるときは、総務課長が指定する日までに関係資料を添えて、総務課長に提出するものとする。

- 2 総務課長は、前項の事項について政策調整会議の調整が必要と認めた場合、政策調整会議の協議を経て庁議に付すものとする。

(政策調整会議)

第6条 総務課長は、庁議に付議すべき事項について、町政の統一保持上総合調整を図る必要があると認めるときは、当該事項を政策調整会議に付議するものとする。

- 2 政策調整会議は、町長、副町長、教育長、総務課長及び付議事項に関する課長等をもって構成する。
- 3 総務課長は、政策調整会議の結果について庁議に報告するものとする。

(庶務)

第7条 庁議及び政策調整会議の庶務は、総務課において処理する。

附 則

この規則は、平成25年2月1日から施行する。

附 則(平成31年2月15日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年4月1日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年6月18日規則第48号)

この規則は、令和3年6月18日から施行する。